

内子町若年者就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若年者の町内就職及び定住を促進し、町内事業所における人材の確保を図るとともに、地域経済の持続的な発展に寄与することを目的として、町内事業所に正規雇用者として就職する者に対し、予算の範囲内において、内子町若年者就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内事業所 法人その他の団体及び個人の事業者が事業活動を営む事業所で、町内に本店、支店、営業所その他これらに類する事業所を有するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項（料理店を除く。）及び第3項から第13項までに該当するもの

ウ 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっているもの

エ 国及び地方自治体

(2) 新規卒業者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）、大学、短期大学及び専修学校を卒業後1年以内の者をいう。

(3) 正規雇用 次のいずれにも該当する雇用形態をいう。

ア 労働契約に期間の定めがないこと。

イ 事業所の就業規則等に定める所定労働時間をフルタイムで働くこと。

ウ 事業所に直接雇用されていること。

(4) 定住 次に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本町に住民登録を行うことをいう。

ア 日本人である、又は外国人であつて日本国内において就労が認められている在留資格を有し、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者又は特定技能等（技能実習を除く。）のいずれかの在留資格を有すること。

イ 本町に生活の本拠を有する者で、単身赴任等による一時的な居住でないこと。

ウ 町内事業所、自己の都合等で、町外へ転出する見込みがないこと。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、奨励金の交付を受けた後も町内に継続して居住する意思があり、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内事業所に正規雇用者として初めて就職した者で、就業開始日（雇用契約に基づき実際に就業を開始した日。以下同じ。）時点での年齢が15歳以上40歳未満の者

(2) 就業開始日から起算して1年以上継続して、同一の町内事業所に就業している者

(3) 町税等の滞納がない者

(4) 本町への転入が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものでない

者。ただし、就業先の本社が町内にあり、本社への転勤により転入した者又は転勤がある場合であっても勤務地が町内に限定され、町内に定住することが見込まれる者は、この限りでない。

(5) 日本人である、又は外国人であって、日本国内において就労が認められている在留資格を有し、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者又は特定技能等（技能実習を除く。）のいずれかに該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を交付しない。

(1) 届出年度の途中で退職したとき。ただし、天災、事業所の倒産、雇止めその他本人の責めに帰することができない理由により解雇となったときを除く。

(2) 内子町暴力団排除条例（平成23年内子町条例第25号）に違反するとき。

(3) 宗教法人、政治団体及び官公署の職員であるとき。

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反する営業等不適切と認める種類の営業に従事する者であるとき。

(5) 雇用された町内事業所（以下「雇用事業所」という。）の事業主と2親等以内の親族関係であるとき。

(6) 過去にこの告示に基づく奨励金の交付を受けた者であるとき。

(7) 本町又は他の地方公共団体が実施する同種の奨励金等の交付を受けた者であるとき。

(8) 偽りの申請その他不正の行為があった者であるとき。

（奨励金の額と交付対象期間）

第4条 奨励金の額は、1か年につき10万円とし、3か年を限度とする。ただし、新規学卒者の初年度は20万円とする。

（奨励金の交付に伴う届出）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該町内事業所に就職後1か月以内に、内子町若年者就職奨励金交付に伴う届（様式第1号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は雇用事業所に対し、就業状況等についての報告又は資料の提出を求めることができる。

（奨励金の交付申請及び実績報告）

第6条 申請者は、当該町内事業所に就業開始日から1年を経過した日以後、当該年度の末日までに、内子町若年者就職奨励金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（別紙1）

(2) 在職証明書（別紙2）

(3) 住民票

(4) 卒業証明書の写し【新規学卒者のみ】

(5) 提出物チェックリスト

（交付の決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定し、内子町若年者就職奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付の辞退)

第8条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「奨励金交付決定者」という。）は、決定内容に中止すべき事由が生じたときは、内子町若年者就職奨励金交付辞退届（様式第4号）により速やかに町長に届け出なければならない。

(奨励金の請求)

第9条 奨励金交付決定者は、奨励金を請求するときは、当該町内事業所に就業開始日から1年を経過した日以後、当該年度の末日までに内子町若年者就職奨励金請求書（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第10条 町長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、30日以内に奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第11条 町長は、奨励金交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、内子町若年者就職奨励金取消通知書兼返還命令書（様式第6号）により、奨励金の交付決定を取り消すとともに、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。ただし、町内事業所の倒産、交付決定者の急病その他当該交付決定者の責めに帰すことのできない特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従わなかったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(3) 町税を滞納したとき。

(4) 反社会的団体と関連する団体と関わっていることが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金を交付することが適当でないとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和12年度までの間に係る奨励金の交付について適用し、令和16年3月31日限り、その効力を失効する。